

《 定員適正化計画 》

趣 旨

定員管理の適正化については、「定員適正化計画」（計画期間：平成 15 年度～平成 17 年度）に基づき、事務事業の廃止や業務プロセス改革等により定員の削減を進め、計画を上回る約 1,200 人の削減を行いました。

今後とも、地方分権時代に対応した県の役割の見直しと事業の選択と集中、アウトソーシング等民間能力の積極的な活用などにより、定員管理の適正化に取り組みます。

そこで、取り組みの具体的目標として、定員適正化計画を策定します。

計画期間

5 年 間 [平 成 1 8 年 度 ～ 平 成 2 2 年 度]

目 標 数

1 知事部局等

区 分	職員数		目標数
	[17.4.1]	[22.4.1]	
知事部局等	8,656 人	7,356 人	▲1,300 人 (▲15.0%)

※1 職員数は、常勤の職員で県から給与を支給される者及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項に基づき派遣する職員（平成 17 年 4 月 1 日現在知事部局 284 人）の数です。

2 知事部局等には、出納局及び議会事務局並びに選挙管理委員会、監査委員、労働委員会、人事委員会及び海区漁業調整委員会の事務局を含みます。

2 公営企業、教育委員会事務局、警察本部（警察官除く）

区 分	職員数		目標数
	[17.4.1]	[22.4.1]	
公営企業	3,549 人	2,939 人	▲610 人 (▲17.2%)
教育委員会事務局	1,140 人	990 人	▲150 人 (▲13.2%)
警察 (警察官以外の職員)	1,172 人	1,147 人	▲25 人 (▲2.1%)
小 計	5,861 人	5,076 人	▲785 人 (▲13.4%)

※1 職員数は、常勤の職員で県から給与を支給される者及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項に基づき派遣する職員（平成 17 年 4 月 1 日現在教育委員会事務局 313 人）の数です。

2 教育委員会事務局には派遣社会教育主事（平成 17 年 4 月 1 日現在 26 名）を含みます。

3 学校職員

学校職員については、法律による定数を最大限活用することとし、県単独配置職員の見直しを行います。

区 分	定 数		目 標 数
	[17. 4. 1]	[22. 4. 1]	
学 校 職 員	41,080 人	40,720 人	▲360 人
標準法による定数	40,184 人	40,100 人	▲84 人
県単定数	896 人	620 人	▲276 人

※平成 17 年 4 月 1 日現在職員数：38,287 人

4 警察官

警察官については、今後の社会情勢等を考慮しながら、適正な職員配置に努めます。

区 分	定 数		目 標 数
	[17. 4. 1]	[22. 4. 1]	
警 察 官	10,951 人	11,361 人	+410 人

※平成 17 年 4 月 1 日現在職員数：10,816 人

	[17. 4. 1]	[22. 4. 1]	
合 計	66,548 人	64,513 人	▲2,035 人

※平成 17 年 4 月 1 日現在職員数：63,620 人

[参 考]

退職者、採用者数の見込み

退職者数	▲12,859 人
採用者数	+10,824 人